

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	① (付表1-2の①X欄の金額) 円 000	円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
①課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額)	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑨欄へ	※第一表の⑩欄へ	
消費税額	② (付表1-2の②X欄の金額)	※第一表の⑬欄へ	※第一表の⑭欄へ	※第一表の⑮欄へ	
控除過大調整税額	③ (付表1-2の③X欄の金額)	(付表2-1の⑳・㉑D欄の合計金額)	(付表2-1の㉒・㉓E欄の合計金額)	※第一表の⑯欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④ (付表1-2の④X欄の金額)	(付表2-1の㉔D欄の金額)	(付表2-1の㉕E欄の金額)	※第一表の⑰欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額)			
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤-1X欄の金額)			
	⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤ (付表1-2の⑤-2X欄の金額)			
	貸倒れに係る税額	⑥ (付表1-2の⑥X欄の金額)			※第一表の⑱欄へ
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ (付表1-2の⑦X欄の金額)			※第一表の⑲欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧ (付表1-2の⑧X欄の金額)	※⑩E欄へ	※⑩E欄へ		
差引税額 (②+③-⑦)	⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額)	※⑪E欄へ	※⑪E欄へ		
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩ (付表1-2の⑩X欄の金額)			※マイナスの場合は第一表の⑳欄へ ※プラスの場合は第一表の㉑欄へ	
控除不足還付税額	⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額)		(⑧D欄と⑧E欄の合計金額)		
	⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額)		(⑨D欄と⑨E欄の合計金額)		
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬ (付表1-2の⑬X欄の金額)		※第二表の㉖欄へ	※マイナスの場合は第一表の㉒欄へ ※プラスの場合は第一表の㉓欄へ ※第三表の㉔欄へ	
譲渡還付額	⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額)		(⑪E欄×22/78)		
	⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額)		(⑫E欄×22/78)		
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯ (付表1-2の⑯X欄の金額)			※マイナスの場合は第一表の㉕欄へ ※プラスの場合は第一表の㉖欄へ	

【No.88】 ⑥のD欄、E欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の 6.24/108、7.8/110 相当額を、⑥X欄は、付表1-2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の 3/103、4/105、6.3/108 相当額の合計額を記載していますか。
【No.87】 不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。